

令和元年度第1回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 令和元年12月20日（金）午後3時30分～午後4時48分
- 2 場 所 矢巾町公民館2階 第1研修室
- 3 出席者
(構成員) 高橋昌造町長、和田修教育長、大坊一男教育長職務代理者、掛川はるな教育委員、齊藤学教育委員、漆原祥子教育委員
(事務局) 佐藤健一総務課長、田中館和昭学務課長、浅沼仁社会教育課長、村松康志学校給食共同調理場所長、高橋俊英総務課長補佐、田村琢也学務課長補佐、照井和歌子学務課総務係長
(司 会) 高橋俊英総務課長補佐
- 4 傍聴人 なし

5 内 容

○ 司 会（高橋総務課長補佐）

それではただ今から令和元年度第1回の矢巾町総合教育会議をはじめさせていただきます。
はじめに、高橋町長よりご挨拶を申し上げます。

○ 町 長

ただいまから令和元年度矢巾町総合教育会議を開催させていただきますが、今日は協議事項として組織機構の見直しを皆さんにお願いしたいということで、本来はこの機構改革については総合教育会議で先にご承認いただいてから議会に上程するのが本来の筋ではないのかなと私も思っておったのですが、いずれ議会でもいろいろ議論があったところでございまして、特にも文化スポーツ課をつくることに議会の方からもいろいろ異論がございました。そのことについては、あとから教育長なり担当の課長の方から説明をさせますが、教育委員会と町長部局が一体となって文化、スポーツに取り組んでいきたいということで考えております。それで皆さんにお話ししたいのは、明日、煙山小学校の吹奏楽部の発表があるのですが、矢巾北中学校の特設合唱部についてもこの間盛岡のロータリークラブで発表させていただいて非常に皆さん方が深い感銘、感動を受けたということで、昨日、匿名にして欲しいということですが、音楽のまちやはばに対して多額なご寄附、今クラウドファンディングでお願いしている目標額を1社でやっていただいたということで、今本当にこの音楽、それからスポーツ、水本圭治選手も本町初のオリンピック選手ということでいずれそういったことで、これは私が言うこともおかしいのですが、平成28年に音楽のまち、そして今年の1月にスポーツのまちやはば宣言をやらせていただいて、児童生徒がそれにふさわしい対応をしていただいているということで、それをさらに深く深化させていきたいと考えております。スポーツは競技スポーツなり、パラリンピックの障害のスポーツ、そして生涯を通じたスポーツ、こういうようなものにも取り組んでいかなければならないと。それから文化振興は生涯学習ですね、これからは人生百年時代で二度も三度も学び直していくと、そういうようなことをぜひ教育委員会と一体となってやっていきたいということで、そして今盛岡市とか、岩手県はもう早くからやっているのですが、文化、スポーツをいわゆる観光等に結び付けて交流人口を増やしていきたいということで、矢巾町もそういったことで、徳丹城もまさに医大の附属病院がきたことによって対応していきたいと思っております。皆さんに情報提供ですが、岩手医科大学がこの間6,000日の工事記録ということで記念の祝賀会があって私も出席したのです

が、6,000日というのは16年10ヶ月なのです。そして2003年からスタートして2019年9月24日から診療を開始したと。教育委員の皆さんもいろいろお聞きされることがあると思うのですが、医大の敷地がどれくらいあるのか、細かいところはいいですから366,000㎡ということはまず36ha、主要な建物は全部で18棟あってその延べ床面積は194,430㎡と、まず200,000㎡だということです。そして、工事をやるために今まで何人の方が従事したかということ、延べ720,000人なのです。それを6,000日で割ると、1日120人の計算になるのですが、ただ最盛期にはそんな数ではなかったということです。皆さん方には矢巾の医大に来てそういったことを聞かれたときには、そういうことをお答えできるようにお話ししていただければと思います。それから内丸のメディカルセンターもいずれは矢巾に集約したいということでありまして、それから小川理事長には矢巾町の土地利用の対応が遅いので早め早めの対応をしていただきたいと言われております。今のところは岩手医科大学は安庭線の北側、矢巾町のいわゆる配水棟があるところの辺り、そして今度盛岡南道路が来年の3月か4月に発表になるのですが、安庭線と盛岡南道路の間ですね、ぜひ考えておいて欲しいということを言われております。今、構造改革特区で企画財政課の方で、コンパクトシティからスーパーシティへの移行ができるように進めております。今日は教育委員の皆さん方に問題提起をしたいのは、いずれ今矢巾町が特にも医大周辺が明るくなったことによって、防犯灯、それから街路灯について考えて欲しいと、この間各小中学校のPTAの会長さん、煙山小学校の吉田会長さんを中心に、東小学校の佐々木さん、矢巾中学校の瀧さん、矢巾北中学校の佐々木さん、この方々からぜひ検討していただきたいということで要望書をいただいております。今、教育長に言っているのは、通学路の安全確保、これをやるためにはスクールバスの運行を考えてみたらどうなのか、そして中学校を中心に、そこには小学校もぶら下げて、そういうようなことを積極的に教育委員の方々にも提言してご指導いただくようにしております。それから皆さんご存知のとおり矢巾中学校が合併したときに当時の高橋重平さんが徳田・煙山・不動の中学校を一つにまとめたんですね。だから、できるのであれば将来は小学校、中学校を1つにすると。ただそれを今言うと、蜂の巣をつついたようなことになるので、学区の見直しをはじめ、そういう検討を進めてみたらどうなのかなと思います。そして、中途半端な体育館とかプールを作るのではなく、できればプールも通年型のプール、体育館も今町営の体育館も古くなってきているのでそういうようなものも合わせて検討することができないものかということで、今ここでやらなければいつやるかということをお話にも言っております。教育委員会でもそういう話をしているかどうかわかりませんが、皆さん方にはそういうことをお願いしたいと。それから、共同調理場も自校方式から共同調理場方式にしたときは随分反対があったんです。それを今度、民営化できないかと。これも時代の流れとして、自校方式から共同調理場方式、そしてこれを直営から民営化できないかと。そして将来は、できるのであれば小中高、共同調理場、それから放課後児童の児童館、そういうようなものも一つにまとめてやることはできないのか。そして不来方高校に、医大の医学部・歯学部・薬学部、そして看護学部ができたので、できれば医大の関係で、県立高校として不来方高校に特別進学クラスを、ぜひそういうことができないか。もうそういったいわゆる教育改革ですね。あとは、今ICT教育です。今は家で仕事ができる時代。教育もICT教育、そういったいわゆる学校じゃなく、ただ道徳教育とかスポーツとかそれは学校でなければならぬ、だから時代の先取りをするような、そして優秀な児童生徒はどんどんやっていくと、だからこの矢巾町からそういったICT教育とか、国が来年度から始めますので、そういうことをぜひ取り組んでいただくようにやっていきたいと思っております。優

秀な児童生徒はどんどん学力向上を伸ばさせてやっていくというようなことですね、だから今、教育委員さんたちにはそういった県内、東北、全国の先進事例がある訳ですから、そういったことで制度的な役割をなんとでもこの矢巾町からですね、そしてできれば矢巾に住んで学校教育を小中高一貫教育できるような体制ができないのか、そういうことをぜひ夢物語ではなく現実の問題としてできないか検討していただければなということ。あとは今日、その他でいろいろな事項について、共同調理場の関係も、調印式をやるのであれば教育委員の皆さん方、それから学校給食共同調理場の斉藤会長をはじめ委員さん方に同席していただいて、来年の1月からスタートする訳ですから、そういうのをぜひやって欲しいということ。あとは子ども課ですね。矢巾町は児童虐待が毎日のようにあります。これは家庭による虐待で、こんなことがあっていいのかと。だから私は、これは生まれる前から生まれた後の産後ケアからそういうものを一貫してやっていかなければならないと。皆さんご存知のとおり、農林水産省の事務次官までやられた家庭がひきこもりでなぜ相談しなかったのかと、そういう相談体制ですね。今度、子ども課は別にして教育委員会と一緒に解決していくようにやっていきたいなということで、もう他人事じゃない我が事として取り組んでいかなければならないということで、教育委員の皆さん方にも言いにくいことはたくさんあるかもしれませんが、辛辣なことを言っていただいて、そしてそれが本町の学校の学力向上、そして学校改革につながることであれば良いことなのでよろしくお願いをしたいと思います。今日は本当にありがとうございます。

○ 町 長

それでは、協議事項の（1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に関する事で、令和2年度矢巾町組織機構改革について、教育委員会のところを中心に説明をしてください。

○ 総務課長

総務課長の佐藤と申します。それでは私の方から説明を申し上げます。まず協議事項の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とありますけれども、ここの中身については「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」ということで、今回協議の中に加えさせていただいたものでございます。それで、令和2年度の矢巾町組織機構改革についてということで先ほど町長からの挨拶にも度々出てきている訳でございますけれども、内容については町民の目線に立った窓口業務を第一に、関連する業務の連携を強化・充実させるために、さらには社会情勢が刻々と変化してございます。そのような変化や町政の課題に対応するために、今回、来年の4月1日からになりますけれども、矢巾町の組織機構改革を行うものでございます。組織機構改革の中身については、先ほど町長のお話にもありましたとおり、教育委員会部局にありました社会教育課を、文化スポーツ課として町長部局に設置をいたします。これからのスポーツとか文化に関わる施策については教育のみならず、健康や観光、福祉と、あと地域づくりと複合的な取組みが必要となってきております関係で、引き続き教育委員会と連携を図りながら横断的な取組みを行なって、充実・強化を図るものでございます。その他、大きな見直しとしては福祉・子ども課を、福祉課と子ども課に分離、新設することになりました。分離新設した中で、教育委員会部局の方に子ども課を設置することになりました。子ども課については、子どもの育ちを就学前から切れ目なく支援することで学校との連携もスムーズに図られるのではということで、あとは要保護家庭や、先ほどありました虐待

事案、こういったことが重要な問題になっておりますので、そういったハイリスクを抱えた子どもと家庭への対応強化を図ってまいりたいと考えてございます。この機構改革につきましては、教育委員会議の中でも10月28日と11月29日にそれぞれご説明があったかと思っておりますけれども、議会の方でも11月に3回ほど全員協議会等で説明しまして、12月3日の議会で課の設置に関する条例が可決されて、ご承認をいただいて組織機構改革を行うことになったというものでございます。詳細につきましては、担当課長の方から教育委員会部局と町長部局で異動があったということでこういった課題もあると、それに対してこのように取り組んでいくということ、それぞれ詳細を説明させていただきますのでよろしくお願いたします。まずは、文化スポーツ課についてお願いします。

○ 社会教育課長

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。3ページをお開きください。次のページには法改正の資料もついておりますけれども、それは後ほどご覧いただくことにしまして、教育委員会から社会教育課が町長部局にいて文化スポーツ課となります。生涯学習、文化財、スポーツ推進これらを、観光なり地域づくり、健康づくり、こういった町長部局との連携を強化するということで政策的な部分についても一緒に推進していくということでございます。この機構改革によりまして、次のようなことが想定される訳ですけれども、まずいわゆる教育以外の政策分野、今申し上げたとおり文化財の観光活用、それから体育館などは健康増進、こういった健康分野とスポーツ分野が連携していくといったようなことが求められてもいるし、また多角的な時代の要請に答えていくことができるであろうということでございます。それから、これは一番の利点になると思うのですが、命令系統が直接町長の命令系統となります。そして財政をつかさどっている町長部局の方の意思決定、こういったものがスムーズに確実に行われるということは非常に利点があるのかなと考えております。それから少子化の進展、これはもう避けられないことでございます。人口減少ということで、公共施設においても老朽化、体育館ももう41年ほど経っておりますし、公民館であれ田園ホールであれ、やはりだんだん年数も経って老朽化が進んでおります。こういった老朽化のことを考えますと、大きな市などではそれぞれの施設をそれぞれ造ることもできるのかもしれませんが、これから少子化、人口減少の中では例えばそういった公民館であれ体育館であれ、1つのそれだけの機能を持って維持していくというのは非常に難しいのかなと考えております。やはり防災など、そういった多角的な施設として再整備ができるのではないかと期待をしておるところでございます。それから実際に町民の方が、課の名前が変わって町長部局にいくということで、あまり意識することもないのではないかと。というのは、事務室が今と同じように公民館の1階の部分に事務室がございまして、実際に使う方してみればそういった違和感もなく、それから我々としても公民館と田園ホールの維持管理、そういったものも今までどおりで行えるということでございます。特にも文化スポーツ課が例えば庁舎の方に行きますと、どうしても公民館の貸し出し、そういった部分では何かしら誰かを雇わなければならないといったことも懸念されておりましたけれども、そういったところも経費が節減できるのかなと思っております。いずれ時代の流れとして、人口減少の中ではやはり地域の力というの薄れておりますし、財政面でもかなりこれから非常に難しい局面が迫ってまいりますので、そういった意味でこの法改正があったということはそういったことに対応するべくしてなっていると、多くの市町村でそういった問題を抱えているということでの法改正でもありますので、こういった文化スポーツ課が町長部局にいけることでやれることが増えていくのかな

という風に考えるところでございます。以上、説明といたします。

○ 町 長

次に、子ども課についてお願いします。

○ 福祉・子ども課長

福祉・子ども課の浅沼です。最初に1ページをご覧ください。先ほど総務課長が、福祉・子ども課は分離、新設するというご説明いたしましたが、もう一度確認をさせていただきます。表の中段になりますが、福祉課には介護・障害・子育てなど幅広い相談を受け付ける窓口を設置します。子ども課は教育委員会に設置し、子育て支援センターの機能を含め、子育て、幼児教育・保育の切れ目ない支援体制を作りますということで、今まで子育て支援センターが出先機関になっておりましたが、子ども課の中の係としての位置づけにして今後進めていく予定でございます。子ども課に関しましては、基本理念としましては、子育て支援部門の集約化により切れ目のない子育て支援体制を強化していく、それから幼児教育・保育、小中高まで一貫した支援体制、さらに今子ども課はさわやかハウスの1階に事務室を配置することで考えております。いつでも気軽に安心して子育て相談ができる場の提供ということで、一貫した提供体制ということで子ども課を分離して設置することとしております。特に、先ほど町長も申し上げましたが、ハイリスクを抱えた子どもや家庭に対する対応を学校と連携を強化して進めていくということで、矢巾町の今私どもで対応している昨年度の虐待の事案は62件でございます。そのうち、小中学生の件数は合わせて26件でございます。本当に子どもの学校現場だけではなく家庭も含めた子育ての応援・支援をしていかなければならないという現状も踏まえて一体となった支援体制を、というところで子ども課を分離するというところで考えてございます。また、さわやかハウスに事務室を移動することで子育ての関連手続き、妊娠期からさわやかハウスで一体とした手続き、そして相談体制が可能となるというような利点もございます。それでは6ページをお開き願います。6ページには、今私が申し上げたところは基本理念、利点のところをお話した訳でございますが、少し危惧されるというか今後配慮していかなければならないことということで、6ページに記載したものでございます。これは既に紫波町では教育委員会部局に子ども課がございまして、紫波町の担当の方からも情報を得て、私どももそういうところを配慮しなればならないかなというところで記載したものでございます。1点目でございますが、議会における答弁の対応についてですが、当町と同じように紫波町でも同様に事務の補助執行によって教育委員会部局に子ども子育ての分野を配置している訳でございますが、事務の補助執行なので議会における答弁は町長が答弁しておりますが、中には質問の内容によっては教育的な内容の場合は教育長が答弁している場合がございます、そこは臨機応変の対応が必要になるということが私どもでも紫波町から得た情報でございました。あとは当たり前でございますが、機構改革による周知の徹底でございます。特に場所が変わることもございますので、さわやかハウスに移ることもありますので、その点の周知徹底をしていかなければならないということ、それから事務分掌の明記があいまいであると担当部署が不明確になる可能性がありますので、その点は私どもも従前で把握できるところは明確化していきたいと思っております。それからもう1点、子育て支援センターの設置条例は廃止いたします。出先機関から、子ども課に所属する係として設置いたしますので今までさまざま「子育て支援センターです」とお話をさせていただいて家庭訪問やら対応相談しておりましたので、その点の名称変更の周知、そして名称は変わりますが機能は強化していくことでございますので、その点を配慮していかなければならないという点を挙げております。それから機構改

革の当初は文書の収受が錯綜する可能性があるということと、事務の補助執行にかかわる決裁ルート
の精査をしていかなければならないかなというところが、私どもの事務的な部分も含めた注
意していかなければならない事項として掲げたところでございます。この点に関しましては既に
事務分掌の精査を今しておりますので、できる限り情報を得つつ、明確化しながら4月早々で混
乱のないように進めていきたいと思っております。以上でございます。

○ 総務課長

追加でよろしいでしょうか。申し訳ございません。先ほどの説明の中で、付け加えさせていた
だきたいことがございます。教育委員会の今まで「学務課」という名称でございましたけれども、
わかりやすくするために「学校教育課」という名称に変えることとなります。係の中身について
はこれから決まることなのですけれども、総務係と学校支援係という2係となります。業務の内
容についてはA3版の表の中に書いておりますけれども、業務の主な変更はございませんで、そ
のまま今までやってきた係の業務を引き続きやるということなのですが、皆さんからみてわかり
やすくするためにそれぞれ、課名を学校教育課、係名を総務係、学校支援係とするものでござい
ます。その他、教育委員会部局に移る子ども課につきましては、子育て家庭支援係、子どもあ
んしん係ということで、「主な業務」の欄に書いてある内容を執り行いますけれども、それぞれ皆
さんが見て聞いてすぐわかりやすいような係名としたところでございます。よろしくお願
いいたします。

○ 町長

それでは説明が終わりましたので、教育委員の皆さんからご発言をいただきたいと思
います。大坊教育長職務代理者からお願いいたします。

○ 大坊教育長職務代理者

いろいろいくつか良い点がありますが、まず一つ、子ども課について説明いただきましたけ
れども、教育委員会の中に子ども課が入ることについては他でやっている事例もあ
りますのでけっこうだと思います。ただ、矢巾町の場合には子ども課が今の学務課と
離れた場所に事務室が置かれるということになるようですが、ある人の考えでは、一
緒になるというのは要するに背中合わせのところに両方がいることに意味がある
んだという意見をおっしゃる方もいらっしゃるんで、ただ矢巾町の場合にはそう
いった入れ物の関係でどうしても一緒にできないということ
で、にわかにはそうはできないと思いますけれども、将来的にはやはり一緒の部
屋に同居する
というようなことを考えていただきたいと思
います。

あと細かいところですが、1ページ目の「町の組織が変わります」という1枚もの
資料の一番下のところに「教育部門」というのがあって、「教育委員会の～」とい
う文章がありますけれども、「文化スポーツ課とし、」というところまでは私はわか
るのですが、大体言わんとしていることはわかるのだけれども、何回読んでもど
うも文章的になんかおかしいなと、意味がわからないなというような感想を持
ちました。もう少し説明をもうちょっとわかりやすいように書き換えないと、
町民の皆さんにわかりにくいなというところがありました。

あともう一つ、教育関係とは違いますが、住民課から「町民環境課」というの
に名前が変わることですが、これは素直に読むと「町民の環境」と私は読んで
しまうのです。だからこの中に「・」があれば、町民関係のことと、環境関係
のことということではわかりやすいのですが、町民環境という町民のど
ういう環境なのか、自然環境とかいろいろありますよね、教育環境とか地
理的環境とか、そういうように読まされて、これを今さら変えろとい
って

もなかなか難しいと思いますけれども、そこがちょっと引っかかったなというところでは、以上でございます。

○ 町 長

ありがとうございます。では、1ページ目の教育部門のところの説明と、それから今ご指摘の町民環境課の名称に「・」を入れるということで、内部で検討してください。

では、掛川委員をお願いします。

○ 掛川教育委員

組織が変わりますということで、より良いものを目指しての改革なんだなということはわかりました。自分としても、今まで矢巾町で子育てをしていてすごく手厚く行政の方に関わっていただいていたなというのはわかるので、子どもに関するところが子育て、幼児教育・保育の切れ目ない支援体制というのがとても良いことだと思います。そういうことが矢巾町で子育てをしていく皆さんに多く知れ渡っていただくように、実際広報とかそういうことで周知していただくのですけれども、やはりわかっていくのは実際こう実感していくと、矢巾町は子育てに関してこれくらいやってくれるんだなというのをわかっていくと思いますので、これからの運営に期待しております。

○ 町 長

ありがとうございます。次に、漆原委員をお願いします。

○ 漆原委員

私はさわやかハウスによく行くのですが、その中で手続きとかいろんなことで来ているお母さんに「すみません、このことは福祉・子ども課になるんです。役場の方に行ってくださいか」というお話をしているのを耳にしたことがありまして、今回こういう改革にするということで一貫性のあるものにできるんだなって、二度手間をかけなくても1回で済むようになるんだなということでもすごく良いことだなと思いました。子どもさんたちも、幼児のときから学校に入ってもずっと切れ目のない支援をしていくということでもとても良いなと感じました。以上です。

○ 町 長

ありがとうございます。次に、齊藤委員をお願いします。

○ 齊藤委員

まず組織体制というのはどこでも組織がある限り、時代の要請によってやはり変えなければならぬ、必要性があるかどうかよりも定期的にやはり変えて組織の中身を活性化させるということからいけば必要なことなのかなと思います。そういう戦略的なところも政策の中で考えたときに、活性化させるために組織を変えてみると普段はわからなかったことが見えてくるということもあると思うのです。そういう意味からいけば、組織改正というのは定期的にやって正しいなと思います。

次に各論なんですけれども、社会教育が今度町長部局の方に移ることなのなんですけれども、例えば公民館の在り方ですけれども、おそらく昔は教育振興の教育の関係で作られた施設という風に聞いているのですけれども、今の実態はだんだんと一般行政課が関わってきている面が多いのではないかと、例えば今うちの地区でもやっているのですけれども公民館を利用して縁ジョイ事業をやっている、老人を呼んでお茶っこを飲むとかですね、あるいは防災の関係で公民館が避難地区の関係もありますので、だからそういう公民館の在り方というのが当初の教育施設的なところから一般行政の範疇にだんだん変わってきているのが現実なので、担当部署がそういう風に

変わるのとは当然というか遅きに期しているような感じはあると思います。ですから、社会教育の部門を町長部局の方に移すのは正しいのかなという風に思います。

それから社会教育の中の文化財の関係ですけれども、この前徳丹城の討論会があってその中で先生から出た話なのですけれども、文化財の保全、特に歴史的な建造物の埋蔵されているものですね、特に徳丹城の場合はまだまだたくさんあると。ですからここで区切りはついてはいるのだけれども、ストップする訳にはいかないと。埋蔵物はまだまだいっぱいあるのでそれを保全し、あるいは調査して発掘することはまだまだ必要だよと。観光と結びつけて発展させるというようなことは非常に良いとは思いますが、出た話の中で、工業用水が出たと、それが1,200年1,300年埋蔵されている埋蔵物を工業用水で一瞬のうちに失くしてしまうという風なこともありましたので、工業化する訳ではないと思うのですけれども、その発展と観光と保全との絡みですね、やっぱり文化的な遺跡というのは保全、調査、そしてそれを伝承していくということがまず大事だと思うのです。その次に観光とかいろいろ産業に結び付けていくというのが出てくるのかなと思いますので、今度町長部局に移りますけれども、徳丹城については教育委員会の地道な今までの実績がおそらくあったと思いますので、教育委員会がフォローするとか連携を取っていただいて、今回審議会をつくられたということでございますのでそういうところからいけば大丈夫だとは思いますが、徳丹城の保全に関してはそういったことを感じたところでございます。

あともう一つ、幼児教育・保育については、幼稚園とか保育園とかいろいろ建物があってその中でやっていることはいろいろあると思うのですけれども、ある程度レベルを統一させて、小学校に入るまでの教育内容をどうしているか私もわからないのですけれども、おそらくばらつきがあるのではないかなと思うので、そこをならすというのでしょうか、そういう面からも、特に幼児教育は3歳から5歳で、三つ子の魂百までという風に言われますので、人格形成の非常に重要な時期だと思いますので、教育の中に取り込んでいくというのは良いことかなと思います。以上です。

○ 総務課長

ちょっとよろしいでしょうか。今齊藤委員からお話のありました公民館の在り方なんですけれども、町の公民館については今までどおり文化スポーツ課の生涯学習係というところで運営はしていきますけれども、自治公民館、それぞれコミュニティで持っている公民館の活動については企画財政課の企画コミュニティ係というところで担当します。要するにA3版の表でいう上の方になりますけれども、企画財政課とありまして右の方に企画コミュニティ係とあります。この中で今までやってきたコミュニティ活動と合わせて、自治公民館の活動も含めて担当することになりますのでご承知おきいただきたいと思っております。町の公民館、あとは自治公民館、そこを分けて、強化を図っていく意味で企画コミュニティ係で担当することになりますのでそこはご理解をいただきたいと思っております。文化財につきましては、いろいろお話ございましたけれども、今までの教育委員会の保存という考え方は確かにそうなんですけれども、町長部局にもつてくるということで、スピード感をもって、今まで若干整備なり進んできていないところがありますけれども、ここはスピード感をもって町長部局でやらせていただきたいということがありますので、保存は第一でございます。そこは町長部局にきても当然理解して進めていかなければならないということでございますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 町長

最後に、和田教育長お願いします。

○ 教育長

社会教育課については、3 ページにある4 点のところを充実させるために文化スポーツ課として町長部局にもっていくものでございます。いずれ教育委員会部局とか町長部局ということではなく、町全体としていろんなことをしていかなければいけない、この連携はそれぞれこれからも同じですので、先ほど齊藤委員からもお話がありましたけれども、時代の要請、時代で何が今必要なのかということ、それが今教育の中では子どもを一貫して育てていく、見守っていくということが一番大事だということで、教育委員会としては子ども課と連携をしていくということを強めてまいりたいと思っております。

○ 町 長

それでは今、大坊委員からは「・」の話があったけれども、これは「町民・環境課」、次に「産業・観光課」とかこういうのは内部で詰めたのか。良いご指摘だと思う。町民環境課を町民・環境課にするのであれば、前の福祉・子ども課も「・」をつけているから、この際やるのであれば統一した方がいいと思う。そこについて検討してください。私たちではなく、町民の視点でわかりやすいのであれば、最終的に皆さんに相談して直すことは可能なのだから。

あとは組織機構の見直しについては皆さんよろしいでしょうか。

〈全員なしの声〉

○ 総務課長

先ほど大坊委員からもお話があった、資料1 ページ目のカラー刷りの部分ですけれども、これは来年の広報1 月号に載る原稿をそのまま縮小してあげたものでございまして、原稿が間に合うかどうか、校正が間に合わせるように努めますけれども、先ほどご指摘あった教育部門の内容の件をもう少しわかりやすく訂正するよう手配はいたしますが、もし万が一間に合わないときはご了承いただいて別な機会で、今回だけじゃなくて組織機構改革については何回か広報にあげさせていただくことになってましたので、その中で補足的に皆さんにわかりやすいような表現に変えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 町 長

それでは、協議事項はこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

〈全員異議なしの声〉

○ 町 長

それでは、「4 その他」について簡潔に説明してください。

○ 総務課長

はい。その他については5 点ほど用意してございまして、皆さんのお手元に資料配布してございますけれども、まず1 点目については、先ほど町長からもありましたPTA 連絡協議会からきております街路灯の設置に関する要望書ということでその説明をさせていただきますし、2 点目ということで令和2 年度の交通規制実施計画についてということで、これは後ほど説明しますがゾーン30 のこととございます。3 点目についてですが、共同調理場のことなのですけれども、給食食材の調達方法の変更ということで説明をさせていただきます。4 点目ですけれども、教育委員会議の中で説明があるかと思っておりますけれども、いじめ対策について、こちらもお話をさせていただきます。最後に5 点目ですけれども、第7 次総合計画、これについては令和2 年度から4

年間の後期計画にはなる訳ですが、現在この後期計画の策定の作業をしているところをごさいます、途中経過ではありますけれども、内容について担当の方からご説明をさせていただきますと思います。

それでは戻りまして、1点目の街路灯設置に関する要望書ということで、12月17日に先ほどお話のあった吉田会長から要望書が出てきてございます。これについては、登下校時に街路灯がなくて真っ暗で非常に児童が不安に思っているといったことから出された要望でございますけれども、街路灯の管理につきましては自治会が中心となってやっている訳でございますけれども、町といたしましても設置に関しては半額補助を出してございますし、電気料についても半額補助を出してございますけれども、町と自治会で一体となった設置ということで検討をさせていただきますと思ってございます。今後、正式にこの要望書に対しては町の方からPTA連絡協議会長を通じまして回答することにはなりますけれども、回答の方針が決まりましたら教育委員の皆さんにもお伝えしたいと思ってございます。

続きまして、交通規制実施計画についてでございますけれども、先日、町の方から紫波警察署を通じて県の公安委員会の方に要望を出しておったところでございますけれども、通学路等の交通規制に対してゾーン30とか歩行者用の歩道設置なりを要望していたところ、回答がございまして、煙山小学校については来年4月以降ですね、ゾーン30ということで、青い四角で囲まれた部分については30km制限、赤色の矢印部分のところになりますけれども、そこについては30km以上を超えないような形で通行していただくような指導をしていくということで、実際には路面に「ゾーン30」とわかるような形で標識がございまして、あとは標識看板も設置します。あとは2番目、3番目、4番目とそれぞれ要望していた部分でございますけれども、2番目については農免道のファミリーマートの上矢次店のところなのでございますけれども、そこに歩行者専用の信号機が設置予定という形でございます。すぐ設置される訳ではございませんけれども、来年の4月以降、順次、県の予算ですけれどもつき次第、設置される見込みとなっております。その他、矢幅駅の西側、ケアセンター南昌という大きい建物がございまして、そのちょうどにしぐち公園との交差点、ここに横断歩道を設置することが決まっております。あとは4番目、通学路圏内からはちょっと離れる訳ですが、矢巾口と矢幅駅の間は矢巾停車場線になりますけれども、ショッピングセンターとファミリーマート、田口モータースさんとかありますけれども、その交差点に右折矢印信号機を設置する予定となっております。以上、2点について私どもからご説明申し上げまして、続いて共同調理場の給食食材の調達方法の変更について、担当の村松所長から説明を申し上げます。

○ 学校給食共同調理場所長

令和2年度以降の給食食材の調達方法の変更について、ご説明いたします。共同調理場では、平成16年度のオープン以来、JAシンセラがすべての食材を一体的に発注するシステムを構築して食材を調達してまいりました。今回、調達方法を変更する理由でございますけれども、昨年からはJAシンセラさんとの間で協議をしてまいりまして、ここ数年、共同調理場への食材の供給事業は赤字傾向にあるということ、さらに上層部からもその業務の見直しを少し考えてみるということを言われているということが判明いたしました。町教委とJAシンセラとの間では、その後も継続した協議をしてまいりましたが、その結果、今の状況では赤字の解消の見通しが立たないということでございまして、町といたしましてはこれ以上シンセラさんにご負担を強いことはできないと判断をいたしまして、JAシンセラによる給食食材の提供業務は令和元年度

をもって終了すべきであるという結論に至ったところであります。そして、そのあとどのようにするかということでございます。「2、今後の調達について」ということでございますが、上記の結論を受けまして、商工会の方にシンセラの業務のうち、まず一番大事なものは青果部門でございますので、青果部門を代替できるような町内業者がないかどうかを問い合わせましたところ、株式会社昆松さんなら可能かもしれないという情報提供がございました。そこでさっそく、昆松さんと協議を重ねた結果、当方でクリアして欲しい条件をほぼクリアできることがわかったために、今後は株式会社昆松さんに青果部門に関しましての取りまとめをお願いすることと致したところでございます。また、米につきましては、今まではシンセラさんは農協さんだったのですが、地元の室岡営農組合からより安価に提供したいとの申し出がありましたので、これについて協議を重ねた結果、こちらで要望している要求を十分満たしているということから室岡営農組合に納入をお願いすることと致しました。さらに、冷凍食品及び加工食品につきましては、これまではJAシンセラさんが窓口一本化で、シンセラ経由で各業者に発注をしておりましたけれども、今後は調理場から各業者に直接発注をするということで、これによりまして多少のコストダウンが図られるというメリットもございますので、業者への直接発注方式とすることと致したいと考えております。これを図にしたのが下の図でございまして、従来の発注方法ですと共同調理場からシンセラの方にまず発注をし、シンセラが青果・米・加工食品・冷凍食品にそれぞれ発注をしております。そして、青果と米に関してはシンセラが集めて調理場に納めている、加工・冷凍食品は直接共同調理場に納めているという流れでございました。これが令和2年度からは、共同調理場が青果に関しては昆松、昆松が農家さんやあるいは市場に入っている青果さんに発注をいたしまして、そして昆松さんを経由して共同調理場に入ってくる。そして米に関しては、調理場から直接営農組合に発注し、営農組合さんから調理場に納入する。そして加工・冷凍食品につきましては、発注を直接各業者に行います。今までシンセラさんに一本化に発注をしていたのが、青果、米、加工・冷凍食品という3種類に分かれて発注するということになります。これによりまして、メリットといたしましては加工・冷凍食品に関して多少シンセラさんの方で幾ばくかの上乗せがかかっていた部分がありますので、それが無くなるということで年間にしておよそ500万円ほど食材費が浮くということになります。そういったことがあります。デメリットとしましては、こちらの発注業務がちょっと煩雑になるかなという点が危惧されますけれども、そこは今までやってきたノウハウもございますのでそれほどな負担にはならないという風に考えているところでございます。以上でございます。

○ 町長

あとはいいでしょうか。ちょっと聞きたいけれども、このいじめ事案の一覧を見ると、矢巾中学校のレベル3が19件、矢巾東小学校がレベル3が9件、この事案は具体的にはどういうことか。特にも矢巾中学校。具体的に教育委員さんたちはわかっているのか。わかっている方がいいが。

○ 教育長

はい、説明してしました。

○ 町長

矢巾中学校ではレベル3が19人もいます。こういうことは教育委員さんたちに、プライバシーとか関係なくどういう事案かということを通認識してもらわなければならない。それからこのいじめの委員会があるのだけれども、そういうところでもんでいるのか。協議会とか委員会とか。そして教育委員さんたちには具体的な事案を知らせているのか。それから学校管理者である校長、

やっぱり矢巾中学校の校長を呼んで教育委員さん方に説明してもらわなければならないのだ。ということは、平成 27 年 7 月 5 日はいつも忘れることのできない、こういうことを放置していると取り返しのつかないことになるのだ。それから小学校ではもうほとんどが矢巾東小学校だ。こういうのはなぜなのか、ちゃんと背景からなにか調べているのか。委員さんたちが正しい情報をわかっているのであればいい。そして委員さん方にも一緒になって解決してもらわなければならないのだぞ。今日は資料を見てびっくりした。学校が限定されているので。やっぱり学校管理者なり先生方にこういうことをちゃんと認識してもらって、あとは今日から委員さんたちにも教育長はもちろん、現場に足を運んで、あとはあいさつ運動とか何かやるとか、何かそういうことをやらなければ同じことの繰り返しになるぞ。今日はここで一旦閉じるので、教育委員さん方に情報提供できるようなのであればやっておいた方がいいのではないかな。あとは学校管理者を呼んで。あとはクラスが特定できるのであれば、そういうことはみんなで解決するようにしなければ駄目だぞ。それからゾーン 30 については、周知期間をしっかりと徹底してください。わからないで捕まったりすると、必ずくるのは周知期間をちゃんとやっていたのかどうか、広報、ホームページ、それから地域の区長さんとかコミュニティ会長さんとかしっかりと説明責任を果たしてください。もう来年の 4 月から始まるのだから。ここはもう必ずやってください。

それでは、あとは無ければこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

〈全員異議なしの声〉

○ 総務課長補佐

それでは、これをもちまして令和元年度矢巾町総合教育会議を閉会いたします。大変ありがとうございました。

【午後 4 時 4 8 分 閉会】